

利用にあたって必要な費用

令和3年6月1日現在
社会福祉法人 信竜会
ケアハウス信竜

月々必要な費用

	介護認定を受けていない方	介護認定を受けている方
居住に要する費用	20,550円	20,550円
サービスの提供に要する費用	10,000円～70,500円 (前年の所得に応じて算出します別表1参照)	10,000円～38,200円 (前年の所得に応じて算出します別表1参照)
生活費	44,500円 (11月～3月は+1,960円) 欠食の場合、5日前までに所定の届出用紙を出していただければ欠食分について返金します。	44,500円 (11月～3月は+1,960円) 欠食の場合、5日前までに所定の届けで用紙を出していただければ欠食分について返金します。
水道光熱費	実費負担(約 10,000円) 各ユニットにメーターが設置されています。居室及びユニット共用部に係る水道代、電気代、ガス代をそのユニットの総利用者数で割った金額を負担していただきます。	実費負担(約 10,000円) 各ユニットにメーターが設置されています。居室及びユニット共用部に係る水道代、電気代、ガス代をそのユニットの総利用者数で割った金額を負担していただきます。
介護保険サービス自己負担分	なし	介護度によって違います。 (別表2参照)
計	基本 + 冬季加算 + 水道光熱費 ・基本 75,050円～135,550円 ・冬季加算 1,960円(11月～3月) ・水道光熱費(月額約 10,000円)	基本 + 冬季加算 + 水道光熱費 + 介護保険自己負担 ・基本 75,050円～103,250円 ・冬季加算 1,960円(11月～3月) ・水道光熱費(月額約 10,000円) ・介護保険自己負担(別表2参照 制度改正の度、変更になります。)

2. その他の費用

*介護保険の対象にならないサービスや、居室内の消耗品、クラブ活動に要する物

個人的に使用する物、通院の費用、個別の娯楽、催し物の費用等は実費負担となります。

※居室の原状回復費用及び利用料滞納時の保証金

退去時における居室の現状回復費用及び利用料が滞納された場合の保証金として300,000円を入居時にお預かりするものです。保証金は退去時に居室の原状回復費用または、滞納利用料を除き全額返金します。

また、最終利用料の引き落としを確認してからの返金となりますので、退去日よりおおむね2ヶ月後の返金となります。

原則として現金で返金させていただきますが、銀行振り込みをご希望される場合は、振込手数料をご負担いただきますのでご了承ください。

別表1

対象収入による階層区分		サービスの提供に 要する費用（月額） 自立	サービスの提供に 要する費用（月額） 介護
1	1,500,000円以下	10,000円	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円	13,000円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円	16,000円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円	19,000円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円	22,000円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円	25,000円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円	30,000円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円	35,000円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円	38,200円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円	38,200円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円	38,200円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円	38,200円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円	38,200円
14～18	2,700,001円以上	70,500円	38,200円

別表2

基本サービス		単位数（単位/日）						
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①	特定施設入居者生活介護費	182 単位	311 単位	538 単位	604 単位	674 単位	738 単位	807 単位
②	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数にサービス別加算率1000分の82を乗じた単位数で算定						
③	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数にサービス別加算率1000分の12を乗じた単位数で算定						
④	サービス提供強化加算（Ⅲ）	6単位/日						
⑤	口腔・栄養スクリーニング加算	20単位/半年						
⑥	科学的介護推進体制加算	40単位/月						
⑦	ADL維持等加算（Ⅰ）	30単位/月		⑦ ⑧ のどちらかで算定 (併用ができない為)				
⑧	ADL維持等加算（Ⅱ）	60単位/月						
⑨	安全対策体制加算	20単位（入所時に一回のみ）						
⑩	夜間看護体制加算	10単位/日（介護予防算定なし）						
⑪	医療機関連携加算	80単位/月						
⑫	看取り看護加算	①死亡日以前 31～45日 72単位/日 ②死亡日以前 4～30日 144単位/日 ③死亡日の前日と前々日 680単位/日 ④死亡日 1280単位/日						
⑬	退院・退所時連携加算	30単位/日（介護予防算定なし） (30日以内)						

* ①②③④⑥⑩のみで算出。その他に関しては、該当者のみ算定となります。

⇒ 全利用者様対象です。

介護保険サービス自己負担（30日計算）					1割負担	
要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
6,382	10,730	18,719	20,943	23,303	25,460	27,786

介護保険サービス自己負担（30日計算）					2割負担	
要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
12,764	21,460	37,437	41,885	46,606	50,919	55,571

介護保険サービス自己負担（30日計算）					3割負担	
要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
19,146	32,190	56,155	62,828	69,908	76,378	83,357

介護保険分の計算方法

- ・ 1日あたりの単位数 × 日数 = 1ヶ月あたりの単位
- ・ 【1ヶ月あたりの単位数 + (その他の加算単位)】 × 介護職員処遇改善加算8.2%
= 介護職員処遇改善加算単位
- ・ 【1ヶ月あたりの単位数 + (その他の加算単位)】 × 介護職員等特定処遇改善加算1.2%
= 介護職員等特定処遇改善加算単位
- ・ 介護保険総額 = (1ヶ月あたりの単位 + 介護職員処遇改善加算単位 + 介護職員等特定処遇改善加算単位) × 地域加算

* 地域加算は1単位10.27円のため、端数処理にて若干の金額の差が生じます。

* 利用者様の負担額は、介護保険総額の1～3割です。

* その他の加算料金については該当者のみ算定です。